

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区	地区内集落	作成年月日	直近の更新年月日
八幡浜市	宮内	清水町、駄場、西之河内、鼓尾、枇杷谷、両家、里、舟木谷、大竹	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	353.7	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	208.3	ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	43.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.8	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.74	ha
(備考) ・中心となる経営体は50経営体。 ・5年後に経営規模拡大を計画している中心経営体は、9経営体、拡大予定面積7.85ha。		

2 対象地区の課題

<input type="checkbox"/> 現在の耕作・維持管理	現在は、耕作・維持管理できている農家が多い。
<input type="checkbox"/> 農業後継者・高齢化	一部後継者等がおらず、放棄地になっているところがある。枇杷谷地区の高齢化、後継者の目処もたっていないのが目立つ。
<input type="checkbox"/> 今後の地域農業の担い手	後継者として息子や娘婿が帰ってきている。地図上オレンジ・赤のところも実際は青や緑の世代が耕作してるところが多いはず。
<input type="checkbox"/> 新たな農地の受け手確保の必要性	長期的には必要。
農地の受け手は、基本、隣人や親戚であるが、急に受け手が必要となった場合は新たな受け手が見つからず、放棄地化してしまうことが多い。 イノシシハンターがいない集落がある。	

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の中心となる経営体の他、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農業委員、農地利用最適化推進委員の農地あっせん等による農地集積体制の維持。 農地流動化委員会の復活。(受け手、出し手の早期把握に繋がる。) 必要に応じた中間管理機構の活用。
収穫期の労働力確保。
Iターン等新規就農者確保の推進。
鳥獣被害防止対策の継続。ハンターと農家との連携した取組。シカ対策の検討。 捕獲者の確保。